

水俣市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
概要版

平成24年3月

水俣市

<目次>

第1章 はじめに

第1節 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の趣旨と位置付け	1
3 計画目標年	2
第2節 ごみ処理・処分の現状	3
1 ごみ排出量	3
2 再生利用量	3
3 最終処分の状況	4
4 ごみ処理の課題	4

第2章 基本計画

第1節 人口及びごみ排出量等の将来予測	6
1 人口の将来予測	6
2 ごみ排出量の将来予測	6
第2節 ごみ排出抑制・再資源化目標値	7
第3節 基本計画の内容	8
1 基本方針	8
2 ごみの処理主体	9
3 排出抑制・再資源化計画	9
4 収集・運搬計画	10
5 中間処理計画	11
6 最終処分計画	12
7 その他の計画	12

第1章 はじめに

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

水俣市は、環境破壊と健康被害の大きさにおいて世界に類例をみない公害である水俣病の経験と教訓をもとに、平成4年に全国で初めて「環境モデル都市づくり宣言」を行い、“環境”を軸にしたまちづくりを進めてきました。

平成20年には、これまでの取組みが評価され、国から「環境モデル都市」の指定を受け、平成23年には国内のNGO団体から「日本の環境首都」の認定を受けるまでになりました。

一般廃棄物（ごみ）の処理については、平成5年に環境基本条例を制定するとともに、平成8年には環境基本計画を策定し、持続可能な循環型社会の構築に向け、住民の意識の醸成を図りながら、20種類以上にも及びごみの高度分別収集をはじめ生ごみの資源化など、住民協働による環境モデル都市づくりの具現化に向け取り組んできました。

平成21年には、国内の自治体で3番目となる「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行い、ごみ処理を焼却や埋め立てに頼らないまちづくりの仕組みをつくることを宣言し、市民、企業、団体など様々な主体からなる「ゼロ・ウェイスト円卓会議」を設け、行動計画推進のための具体的な事業の検討及び実行を図ってきました。

しかしながら一方では、各計画における整合性や調整が不十分な面もあり、一般廃棄物（ごみ）処理に関する目標値がそれぞれの計画毎に異なるという弊害も生まれました。

また、ごみの高度分別に必要な設備も既に老朽化しており、各種計画で掲げた目標を達成していくための新規設備の導入等について、本市の逼迫する財政状況を勘案しながら、計画を立案していく必要があります。

これらの現状を踏まえ、今後、より現実的かつ戦略的に一般廃棄物（ごみ）の処理を円滑に行っていくため「水俣市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものです。

2 計画の趣旨と位置付け

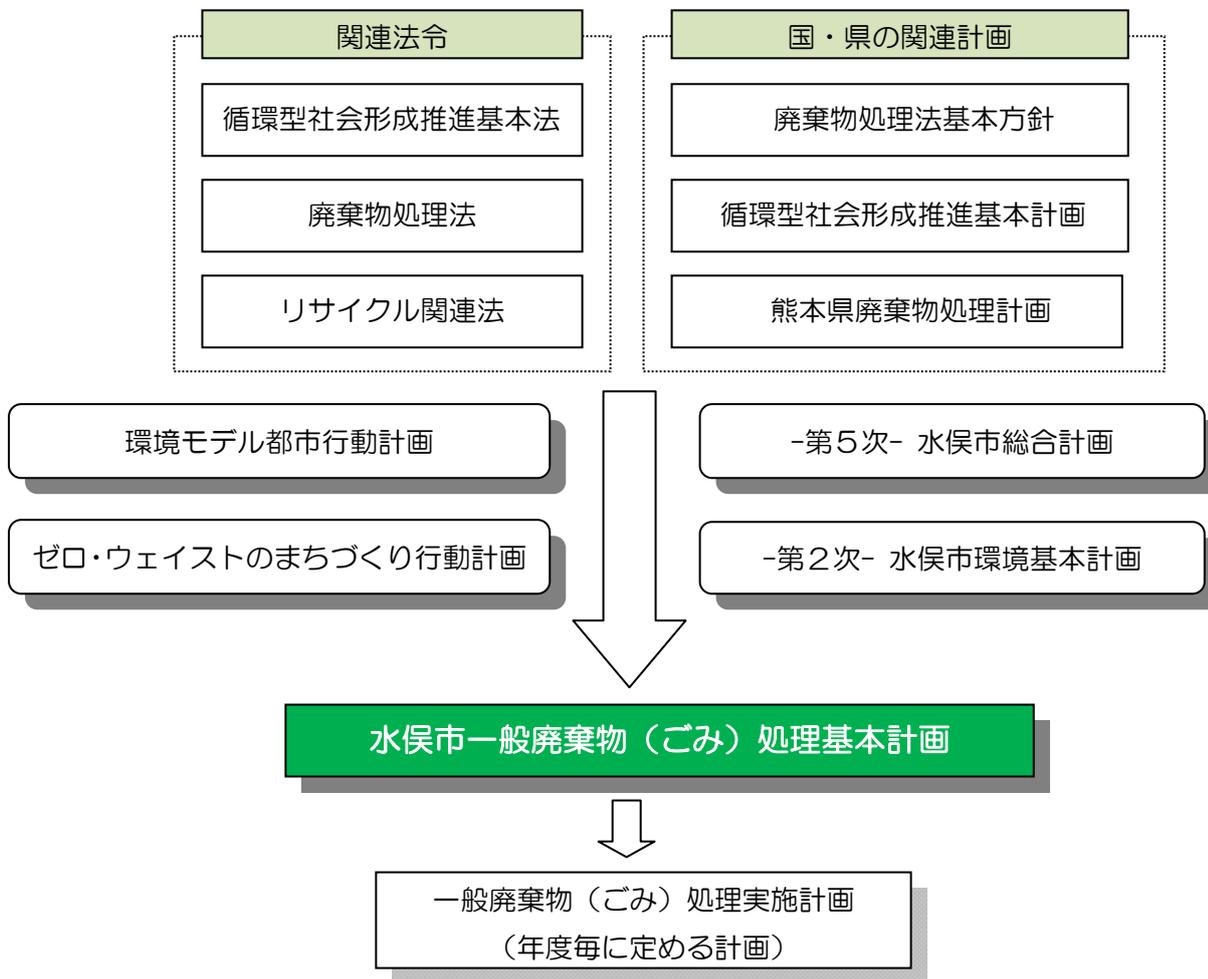
(1) 趣旨

本計画は、水俣市内の一般廃棄物（ごみ）に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、水俣市が定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画です。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物（ごみ）処理を推進するための基本方針を立案し、一般廃棄物（ごみ）の発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定するものです。

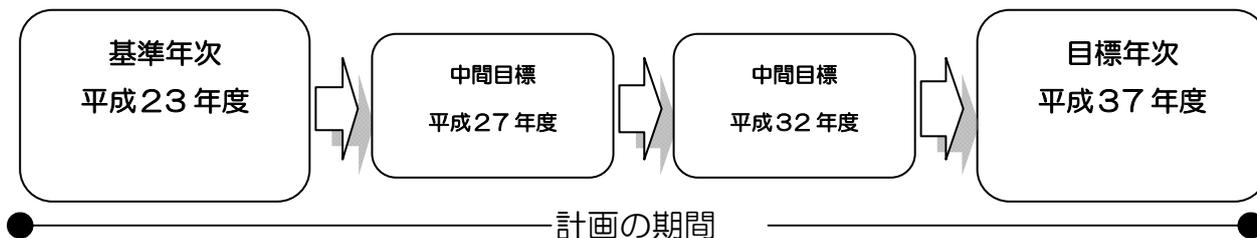
(2) 位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」に基づいて策定するものであり、水俣市内における一般廃棄物（ごみ）処理事業の最上位計画となります。



3 計画目標年

本計画の期間は、平成23年度～平成37年度の15年間とし、中間目標年次を平成27年、平成32年とします。なお、概ね5年ごとに、または一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すものとします。

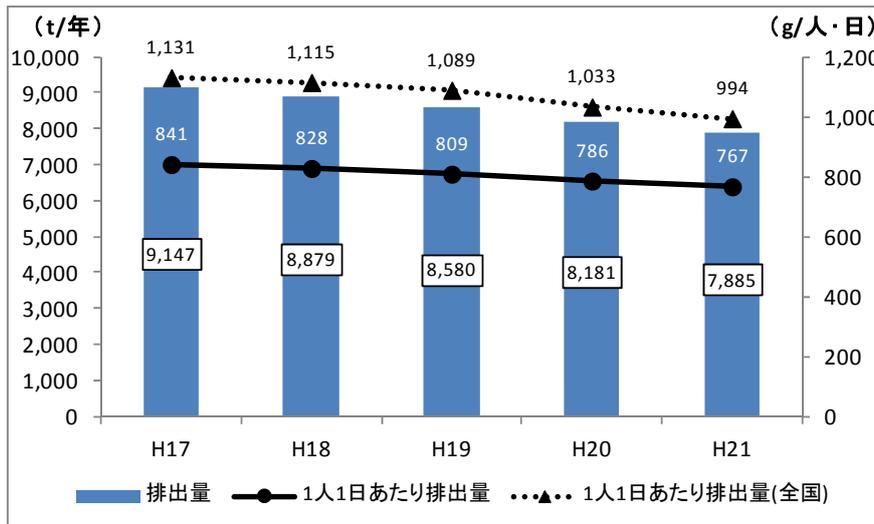


第2節 ごみ処理・処分の現状

1 ごみ排出量

ごみ排出量は経年的に減少傾向にあり、平成21年度は7,885 tとなっています。1人1日あたりの排出量で見ても減少傾向にあり、平成21年度は767g/人・日と、全国平均値の994g/人・日と比較して、200g以上下回っています。

なお、近年、平成22年、23年と排出量が微増傾向にあります。

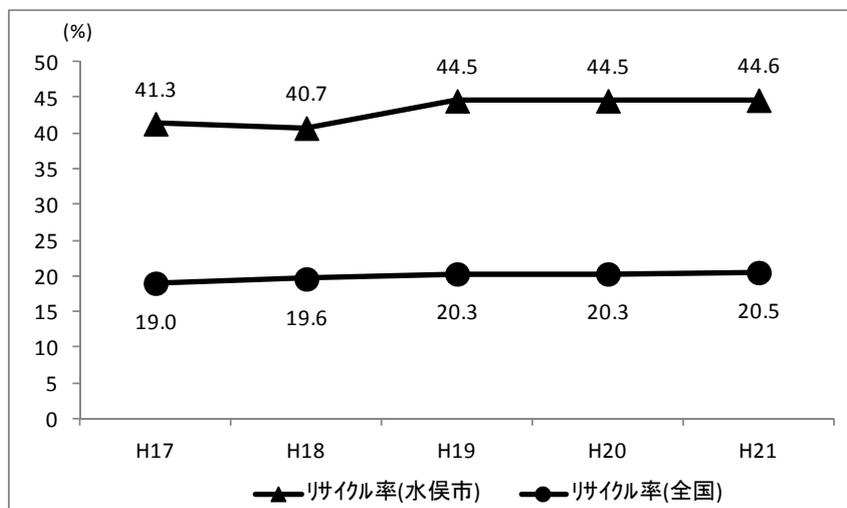


ごみ排出量の推移

2 再生利用量

平成21年度の再生利用量（資源化量）は全体で3,530 t/年であり、リサイクル率では44.6%となっています。

なお、本市のリサイクル率は、過去5年間でも40%台で推移しており、全国平均値と比較しても常に20ポイント以上を上回っている等、市民の努力と協力により、極めてリサイクルが進んでいる状況です。

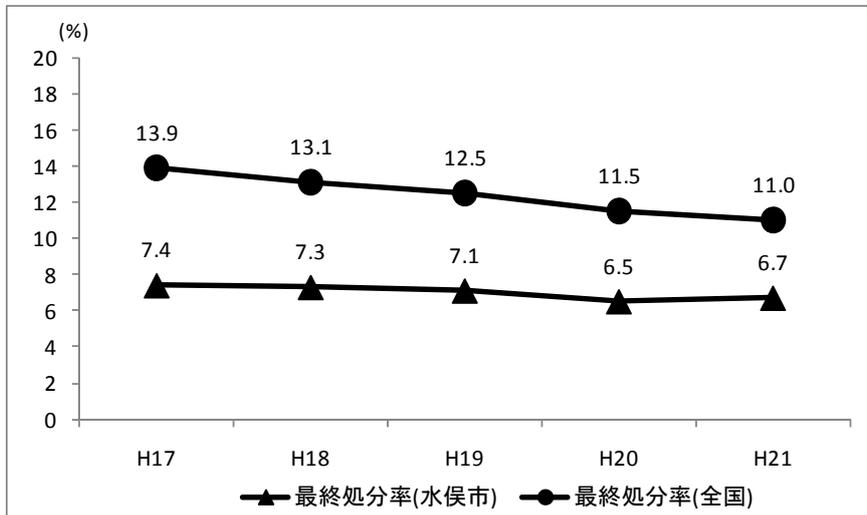


リサイクル率の推移

3 最終処分の状況

最終処分の状況は以下に示すとおり、最終処分率は経年的に減少傾向にありましたが、平成 20 年から平成 21 年にかけては、ほぼ横ばいとなっています。

全国の最終処分率と比較すると、本市は全国平均値より 5～6 ポイント低くなっていることから良好であるといえます。



最終処分率の推移

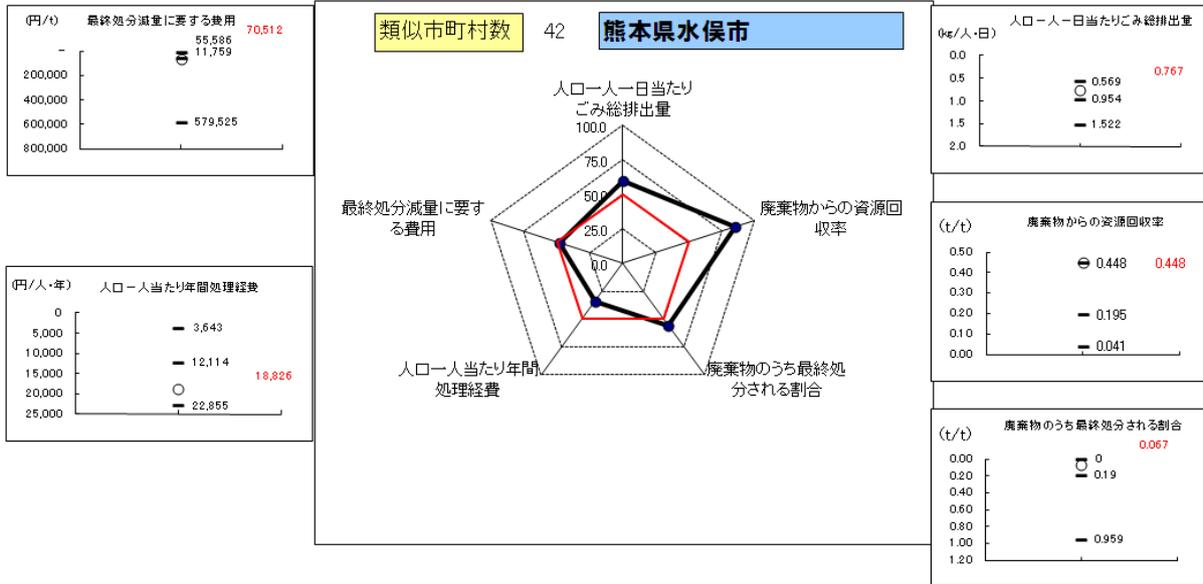
4 ごみ処理の課題

排出抑制	本市の1人1日当たり排出量は全国平均値より低く、かつ類似団体との比較においても良好であるとの評価結果となっています。経年的にも減少傾向を維持しているため、引き続き現在の排出抑制施策を講じていくことが望ましいです。
再生利用	本市では、全国でも有数の高度分別収集を実施しており、再生利用量及びリサイクル率は高いレベルを維持しています。但し、品目別にみると、紙類やガラス類等、やや再生利用量が減少傾向にある品目もあることから、再度、再生利用を推進するための方策を検討していく必要があります。
最終処分	本市の最終処分率は 6.7%であり、全国平均値（平成 21 年度 11.0%）を下回っています。本市は、廃棄物の資源回収率が高く、最終処分量の削減が進んだ結果、最終処分率が低い割合に留まっています。
ごみ処理・処分に係る費用	ごみ処理に係る1人当たりの年間処理経費は 18,826 円と類似団体の中では高額に部類に入っています。再生利用（資源化）の状況は非常によい反面、処理・処分コストが多くなる現状があるため、資源化を推進することのデメリットとしてコストを念頭に置き、廃棄物に関する施策方針を検討していく必要があります。

市町村一般廃棄物(ごみ)処理システム評価(平成 21 年度実績)

標準的な指標 1 (偏差値によるレーダーチャート)

市町村名	熊本県水俣市	人口	28,183 人		
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	93.0%	Ⅲ次人口比率 66.1%
類型都市の概要		都市形態	都市		
		人口区分	0 35,000人未満		
		産業構造	3 Ⅱ次・Ⅲ次人口比85%以上95%未満、Ⅲ次人口比55%以上		



【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量
人口一人一日当たり排出量は 0.767(kg/人・日)であり、類似団体と比較すると良好である。順位は、42 団体中 10 位である。
2. 廃棄物からの資源回収率
廃棄物からの資源回収率は 0.446(t/t)であり、類似団体と比較すると最も良い。
3. 廃棄物のうち最終処分される割合
廃棄物のうち最終処分される割合 0.067(t/t)であり、類似団体と比較すると良好である。順位は、42 団体中 9 位である。
4. 人口一人当たり年間処理経費
人口 1 人当たり年間処理経費は 18,826 円/人・年であり、類似団体と比較すると高額である。順位は、42 団体中 40 位である。
5. 最終処分減量に要する費用
最終処分減量に要する費用は 70,512 円/t であり、類似団体と比較すると高額である。順位は、42 団体中 39 位である。

【評価】

廃棄物からの資源回収率が特に優れている、類似団体の中ではトップランナーである。また、人口一人一日当たり排出量、廃棄物のうち最終処分される割合も優れている。廃棄物からの資源回収率は 44.6%と、国及び熊本県目標値の 24% (H22 年度) を達成している。また、最終処分される割合については 6.7%と、国の目標値 (13% : 平成 22 年度)、熊本県目標値 (12% : 平成 22 年度) を達成している。

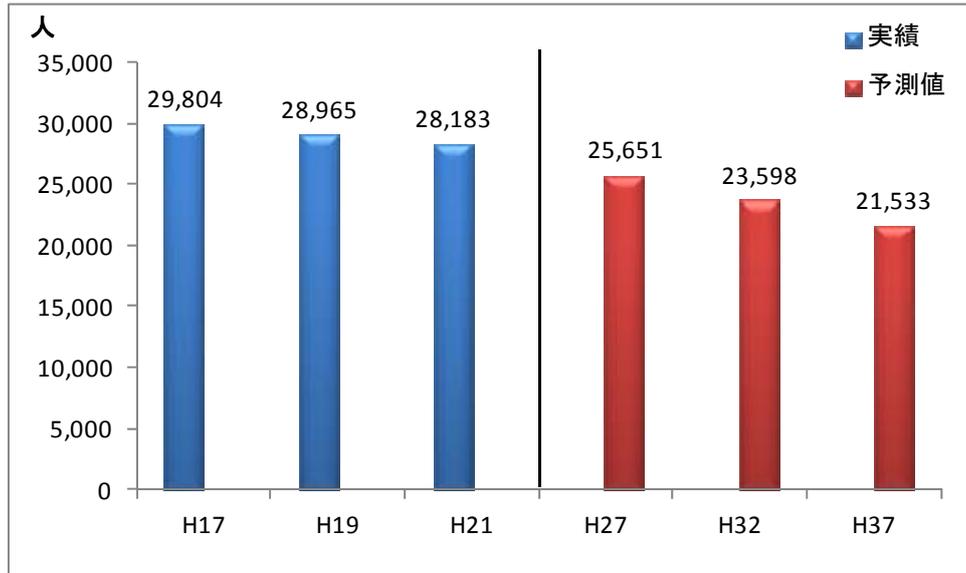
その反面、年間処理経費、最終処分減量に要する費用が類似団体中でも高額の一部類に属していることから、処理・処分コストの低減について更なる検討の必要がある。

第2章 基本計画

第1節 人口及びごみ排出量等の将来予測

1 人口の将来予測

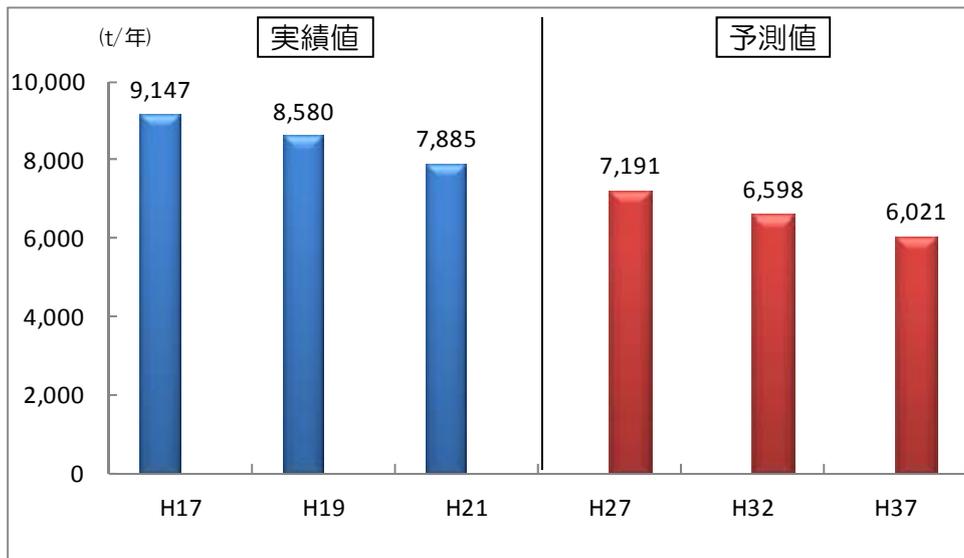
水俣市の人口は今後減少していくことが予測されます。



人口の将来予測

2 ごみ排出量の将来予測

ごみ処理に関する現在の取り組みを継続した場合の将来のごみ排出量は、次のように見込まれます。



ごみ排出量の将来予測（年間量）

第2節 ごみ排出抑制・再資源化目標値

本市におけるごみ排出抑制・再資源化に関する目標を以下のように設定します。なお、平成27年度以降については、本目標を継続するものとしませんが、状況を踏まえながら5年後の計画見直しの際に目標値変更について検討を行います。

1 排出抑制の目標（平成27年度目標値）

1人1日あたり排出量を平成21年度比で5%削減します。

（1人1日あたり排出量：平成21年度 767g/人・日→平成27年度 729g/人・日）

2 再生利用の目標（平成27年度目標値）

現在（平成21年度）の1人1日当たりの再生利用量を維持します。

（再生利用率：平成21年度 44.6%→平成27年度 46.1%）

3 最終処分の目標（平成27年度目標値）

最終処分量を平成19年度比で22%以上削減します。

（最終処分量：平成19年度 612 t →平成27年度 477 t）

第3節 基本計画の内容

1 基本方針

ごみ処理に係る本市の基本方針を以下のように定めます。

(1) ゼロ・ウェイストのまちづくり

水俣市ではゼロ・ウェイストのまちづくりを宣言し、自然の恵みを大切に、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めています。

本計画の実行にあたっては、ゼロ・ウェイストのまちづくりを念頭に置き進めていきます。

(2) 市を構成する住民・事業者・市が協働して循環型社会を実現する

住民・事業者・市が一体となり、市全体でごみ問題解決に向けての取り組みを行うことにより、市独自の「循環型社会」を構築していくとともに、地域の環境を通して地球全体の環境について考えていきます。

(3) ごみの排出抑制に積極的に取り組む (Reduce[リデュース]、Reuse[リユース])

ごみ問題を解決するためには、まず、ごみの排出抑制が重要です。本市は排出抑制については先進的ですが、今後も更なる取り組みを行い、排出抑制を推進します。

(4) リサイクルに積極的に取り組む (Recycle[リサイクル])

資源ごみの分別収集や集団回収、事業者独自での資源化を推進することにより、リサイクルに積極的に取り組み、処理・処分しなければならないごみの量を削減します。

(5) 廃棄物の適正処理

排出抑制・リサイクルの推進により、処理・処分しなければならないごみの量を削減したのち、残ったごみについて適正な処理・処分を行います。

(6) 評価の実施と継続的な改善

ごみ減量化等目標値の達成状況が「循環型社会」達成の目安となります。今後は、目標値の達成状況をチェックしながら、政策の評価と改善を行い、継続的にシステムの改善を行っていきます。

(7) 経済的な廃棄物処理の実施

リサイクル施設や最終処分場等については、適切なメンテナンスに努め、長期使用によるコスト削減を図るとともに、ごみの処理主体についても現行の体制を継続するものとします。

2 ごみの処理主体

ごみ処理に関する管理・運営体制

区分	種類		実施主体	運営
収集・運搬	生活系ごみ	燃やすごみ 資源ごみ 粗大ごみ	水俣市	委託
		事業系ごみ	排出者	—
中間処理	生活系ごみ	燃やすごみ	水俣芦北広域行政事務組合	委託
		資源ごみ 粗大ごみ	水俣市	
最終処分			水俣市	委託

3 排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制（リデュース、リユース）

排出抑制に関する、市の方向性を以下のとおり定めます。

①ごみ総量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ総量の削減を図ります。
②ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ排出量の動向を見ながら、ごみ処理有料化について検討します。
③事業系ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみ排出量の動向を見ながら、目標達成が困難と思われる際には事業系ごみ対策について検討を実施します。 ● 施設における事業系ごみの展開検査を実施し、紙ごみなどの資源ごみについては資源化の指導の徹底を行います。
④生ごみ減量化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみの減量化について普及・啓発に努めます。 ● 生ごみ処理器の普及に努めます。
⑤環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校での出前教育や教材の提供などに努めます。 ● フリーマーケットの開催や開催支援などに努めます。 ● 自治会等の求めに応じて講習会や説明会を開催します。 ● 施設見学会等、小中学校や自治会から要請があった場合は協力します。
⑥マイバッグ運動	<ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグ運動に関する普及・啓発活動を実施します。 ● スーパーマーケット等小売店に対し、マイバッグ運動への協力やレジ袋有料化について働きかけを行います。
⑦Rびんの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● Rびんの利用普及促進を働きかけます。
⑧拡大生産者責任	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や企業等の製品等に関する拡大生産者責任を明確化する制度の確立を働きかけます。

(2) 再資源化

再資源化に関する、市の方向性を以下のとおり定めます。

①ごみ分別	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別の徹底について普及・啓発活動を実施します。 ● 再生利用量の動向を見ながら、ごみ分別区分数変更についての検討を実施します。
②施設での資源化	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別品目の資源化を推進するために施設整備の必要性について検討を行います。 ● 小型家電の資源化のため、南九州の中間処理の拠点づくりとしての取り組みを推進します。

(3) 再資源化量

再資源化を推進するために、資源ごみの分別収集を推進します。目標は、資源化に関する現状を、目標年度においても維持していくことを基本とし、資源ごみ分別収集量の合計を1人1日あたり297g/人・日とします。

資源ごみ分別収集目標を達成することにより、リサイクル率は46.1%と平成21年より1.5%上昇することになります。

資源化量目標値

項目		実績		目標値		
		H21	H27	H32	H37	
資源ごみ分別収集量	g/人・日	298.7	297	297	297	
資源化量（施設での資源化物の回収を含む）	t/日	9.668	8.629	7.939	7.246	
リサイクル率	%	44.6	46.1	46.1	46.2	

(4) 努力目標

上記の目標に加え、ゼロ・ウェイストのまちづくり行動計画具現化のため、草木類の分別回収・資源化、可燃ごみの有料化、粗大ごみ等のRPF化等の推進についての調査・検討等を重ね、再資源化率については平成27年度53.4%、平成32年度55.9%、平成37年度57.2%を努力目標として目指すこととします。

4 収集・運搬計画

収集・運搬に関する、市の方向性を以下のとおり定めます。

- ① 分別収集計画等に対応できる収集・運搬体制を構築します。
- ② 分別の徹底を住民に呼びかけます。

5 中間処理計画

(1) 中間処理計画

中間処理については、水俣芦北広域事務組合クリーンセンター（クリーンセンター）及び水俣市環境クリーンセンター（環境クリーンセンター）の2施設体制で適正処理を行なっています。

クリーンセンターは竣工後8年、環境クリーンセンターは竣工後20年を経過しており、特に環境クリーンセンターは、資源化品目の拡大もあり、施設の更新も含めた設備内容の検討を行う時期にきています。なお、検討に当たっては、環境クリーンセンターの廃止も視野に入れ検討を行います。

- 可燃ごみは、クリーンセンターにおいて適正に焼却処理を行い、減量化・資源化を図ります。
- 資源ごみ・粗大ごみは、環境クリーンセンターにおいて破碎・圧縮処理、磁力選別等を行い、金属類を資源として回収し、処理後の可燃残渣は焼却施設で焼却処理します。
- 処理施設の運営管理にあたっては、関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行い、施設の適正管理、公害防止、周辺環境の保全等に努めます。

(2) 中間処理量

ごみの排出抑制やリサイクルに関する目標が達成された場合、ごみの中間処理量は次のとおりと見込まれます。

中間処理量の見込み（目標達成後）

項目			実績	目標値		
			H21	H27	H32	H37
可燃ごみ	収集可燃ごみ	t/日	8,748	7,308	6,724	6,137
	直接搬入可燃ごみ	t/日	3,531	3,035	2,793	2,547
	合計	t/日	12,279	10,343	9,517	8,684
資源・粗大ごみ	収集資源ごみ	t/日	0,792	0,718	0,661	0,603
	直接搬入資源ごみ	t/日	0,230	0,205	0,189	0,173
	収集粗大ごみ	t/日	0,745	0,645	0,593	0,541
	直接搬入粗大ごみ	t/日	0,167	0,144	0,133	0,120
	合計	t/日	1,934	1,712	1,576	1,437

6 最終処分計画

(1) 最終処分計画

最終処分については、焼却・埋立廃棄物の減量化により現在の最終処分場を延命化しつつ、環境に配慮した適正処分を継続して行います。

(2) 最終処分量

ごみの排出抑制やリサイクルに関する目標が達成された場合、ごみの最終処分量は次のとおりと見込まれます。

平成 27 年度における最終処分量見込みは 454 t/年であり、平成 19 年の最終処分量 612 t/年に対し約 26%の削減となり、廃棄物処理法の基本方針における最終処分目標値（22%削減）を達成できます。

最終処分量の見込み（目標達成後）

項目		実績	目標値		
		H21	H27	H32	H37
焼却残渣（飛灰）	t/日	0.860	0.725	0.667	0.608
不燃残渣	t/日	0.595	0.515	0.474	0.431
合計	t/日	1.455	1.240	1.141	1.039
	t/年	531	454	416	379
最終処分率		6.7%	6.6%	6.6%	6.6%

(3) 焼却や埋立に頼らない将来に向けて

市民、企業、行政等の協働による3R（リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進を図るとともに、新たな処理システムや技術の研究・検討・導入等による効率的な処理に努めながら、出来る限り焼却や埋立に頼らない一般廃棄物（ごみ）処理の実現を進めるものとします。

7 その他の計画

①計画の進行管理	目標達成状況を住民に周知します。
②不法投棄防止対策	啓発活動の実施や監視体制の強化を図ることにより、住民・事業者の意識改革を図り、不適正処理や不法投棄の防止に努めます。
③災害廃棄物対策	災害が発生した場合は、仮置き場の確保等各市町の調整を実施します。 また、本市単独で対応が困難な場合は県や近隣市町村に協力を要請し、速やかな生活環境の復旧に努めます。
④在宅医療廃棄物対策	在宅医療廃棄物の収集・処理について統一ルールを設定し、在宅医療廃棄物の適正処理に努めます。